

特記仕様書（総括表）

1. 総則

この特記仕様書は市川市消防局に納入する泡消火薬剤の購入について必要な事項を定めることを目的とする。

2. 件名

泡消火薬剤の購入

3. 品名および数量

泡消火薬剤 1, 2000

※詳細は「泡消火薬剤購入仕様書」のとおり。

4. 納入先

市川市東消防署高谷出張所 化学消防ポンプ車

※詳細は「泡消火薬剤購入仕様書」のとおり。

※「泡消火薬剤 購入仕様書」 第3 納入方法 1 薬液の抜き取り、2 薬液槽内及び薬液配管の洗浄、3 薬液槽への充填の各作業については市川市北消防署で行うものとする。

5. 納入期限

令和6年1月31日（水）

6. 納入について

納入日時等については、事前に担当課と協議して決定すること。

納入の際に生じたごみは持ち帰ること。

7. 検収について

納品にあたり、担当課と契約課による検収あり。

8. 担当課

市川市消防局 企画管理課

9. その他

(1) 納入する製品を選定し、入札時に内訳書により指定すること。

(2) 契約金額には搬入にかかる費用を含めること。

(3) 現地確認を行うときは、担当課職員に連絡し、日時を調整してから行うこと。

(4) その他不明な点は、担当課職員及び契約課職員と協議し指示に従うこと。

- (5) 暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項を遵守すること。
- (6) この特記仕様書に定めのない事項については、物品供給契約書（物品供給契約約款）に定めるとおりとする。

泡消火薬剤（3%型たん白泡消火薬剤・石油類及び水溶性液体火災用フッ素たん白泡）購入仕様書

第1 総則

1 主旨

この仕様書は、市川市消防局（以下「当局」という。）が購入する泡消火薬剤（3%型たん白泡消火薬剤・石油類及び水溶性液体火災用フッ素たん白泡）（以下「薬剤」という。）について必要な事項を定める。

2 購入する対象薬剤の品名等

フカダ・エコアルコフォーム3-3・6（泡第2020～4号 深田工業株式会社）
又はグリーンアルコエース3-3（泡第2020～5号 日本ドライケミカル株式会社）又は同等品を可とするが、同等品の場合は、仕様書第2、2（2）に定める消火性能等を満たしている書類を提出し承認を得ること。

3 購入数量等

（1）納入先

市川市東消防署高谷出張所 化学消防ポンプ車

（2）総数 1, 2000

比重により上記の数値まで給液出来なかった場合は、200ポリエチレン容器で納入すること。

4 納入期限

令和6年1月31日（水）

5 適用法令等

薬剤は、次に掲げる法令等に適合するものであること。

（1）消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）

（2）泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令

（昭和50年自治省令第26号。以下「省令」という。）

（3）製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示

（平成23年12月総務省告示559号。以下「告示」という。）

6 提出書類等

（1）契約後速やかに、次の指定書類等を当局に1部提出すること。

ア 納入する薬剤の商品名及び会社名（カタログ等の資料を添付する）

イ 納入する薬剤の法21条4に定める「型式承認証」の写し

ウ 令和4年度に当局が導入した泡消火薬剤（フカダ・エコアルコフォーム3-3・6）と混合し、使用する可能性があるため、災害現場で混合使用した際にも、両方の消火能力を低下させないために、当局に納入実績が無い製品を納入する場合は、次の書類を提出し承認を得ること。

- (ア) 納入する薬剤と当局が保有する薬剤と水とを1対1対1の割合で混合した場合における沈殿量を示すデータ成績書
 - (イ) 納入する薬剤と当局が保有する薬剤と1対1の割合で混合した場合においても、著しい沈殿物の生成及び発泡・消火性能の低下がないことを証明できる試験成績書
- (2) 納入検査予定日の14日前までに、次の指定書類等をA4判ファイルに入れ、当局に各1部提出すること。
- ア 告示別表第6に基づく社内試験結果成績書
 - イ 成分明細書
 - ウ 製造工場及び所在地を記載したもの
 - エ 社内検査基準及び社内検査成績書
 - オ 製品の安全データシート（SDS）
 - カ 薬剤にPFOS、PFOA及びその関連物質が含まれていないことを証明書できる書類

第2 仕様

薬剤は、次の仕様を満たしていることであること。

1 製造時期

納入日から起算して6ヶ月以内に製造されたものであること。

2 物性、性能等

- (1) 非水溶性液体可燃物火災に関して省令を満足し、法第21条の2に定める「たん白泡3%型-10℃～+30℃」の検定に合格したものであること。
- (2) 水溶性液体の消火性能は、告示別表第6に基づく試験方法によりアルコール類、エーテル類、エステル類及びケトン類の水溶性液体に対し、当局が指定する泡供給率（5 L/m²・min）で試験を実施し、消火性能が確認されたものであること。
なお、この場合、燃焼皿2 m²を使用して、標準ノズル（10 L/min）1本を使用すること。
- (3) 薬剤の発泡及び消火性能は、直射日光の当たらない室内等で補完した場合、納入後10年間は著しく低下しないものであること。
- (4) 薬剤の製造は、動物性加工たん白の輸入一時停止措置について（平成17年8月12日消安第2891号）別添「消火薬剤用蒸製蹄角粉等に係る免疫実施規則」を満たした認定を受けた工場であること。
- (5) 薬剤の原料のうちフッ素界面活性剤には、次の成分が含まれていないこと。
 - ア PFOS又はその塩（ペルフルオロオクタンスルホン酸）
 - イ PFOAとその塩及び関連物質（ペルフルオロオクタン酸）
 - ウ PFH_xSとその塩及び関連物質（ペルフルオロヘキサンスルホン酸）
 - エ PFH_xAとその塩及び関連物質（ペルフルオロヘキサン酸）
- (6) 薬剤の組成には水溶性高分子を含まないものであること。

3 その他

購入後2年間は当局の要望に応じ、薬剤の製造業者の専門的知識を有する者を出向させ技術的指導及び訓練等について参画し実践的な対応すること。なお、必要により当局が保有する発泡器具等を持参した対応もできるものであること。

第3 納入方法

1 薬液の抜き取り

車両の薬液槽にある1200ℓを、当局が用意した200ℓドラム缶7本に抜き取りすること。なお、抜き取りに必要な資機材は受注者が用意すること。

2 薬液槽内及び薬液配管の洗浄

車両の薬液槽内及び薬液配管を清水で念入りに洗浄すること。この場合、洗浄に使用する清水の量は180ℓ以内とし、洗浄水を当局が用意した200ℓドラム缶1本へ入れること。また、使用したウエスは、当局が用意した別の200ℓドラム缶1本へ入れること。

3 薬液槽への充填

受注者は、薬剤を薬液槽へ充填し、充填に際しての補給ポンプ及びホース等の必要な資機材は事前に準備すること。（充填方法については別途協議）

なお、充填を終えた後の容器については受注者で処分すること。

4 その他

(1) 抜き取り、洗浄等に必要な水及び電源については当局が用意することとする。

(2) 「令和5年度石油貯蔵施設立地対策等交付金施設」と記載されたマグネットを2枚納入すること。（寸法、色等については別途協議）

(3) 比重の関係で所定量が充填できない余剰分の20ℓポリエチレン容器には、別図のとおり表示ラベルを貼付して納入すること。

（寸法、色等については別途協議）

別図

200ℓポリエチレン容器表示要領

